

(別紙)

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）				介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者					
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム及び養護老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム （認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護）	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。） うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設		（短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む）	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床 （短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）（認知症病棟の病床に占める短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合（外泊中）	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定しない日の場合
基本	初・再診料		○		○ (配置医師が行う場合を除く。)	○ (入院に係るものを除く。)	×	×	×	○	×	×	○
	入院料等		—		—	—	○ (診療所後期高齢者医療管理料を除く。)	×	○ (短期滞在手術基本料1に限る。)	○ (精神科措置入院診療加算に限る。)	○ (短期滞在手術基本料1に限る。)	○ (短期滞在手術基本料1に限る。)	○ (短期滞在手術基本料1に限る。)
特掲 医学管理等	入院中の患者について算定するものであって、生活指導に係るもの ・入院栄養食事指導料 ・薬剤管理指導料 ・退院前訪問指導料		—		—	—	○	×	○	×	×	×	
	退院時共同指導料 1		—		×	×	○	×	○	×	×	×	
	退院時共同指導料 2		—		—	—	○	×	○	×	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注1)		○		○	×	○	×	○	×	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注2)	(居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		○		×	×	○	○ (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限る。)	×	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注3)	(居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		○		○	×	○	×	○	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注4)		○		×	○	×	○	×	○	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注5)		○		○	×	○	○	×	○	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注6)		○		○	×	○	○	×	○	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注7)		○		○	×	○	×	○	×	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注8)		○		○	×	○	×	○	×	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注9)		○		○	×	○	○	×	○	×	×	
	診療情報提供料 (I) (注10)		○		○	×	×	—	—	—	—	—	
診療情報提供料 (II)		○		○	×	×	○	×	○	×	×		
後期高齢者退院時薬剤情報提供料		—		—	—	—	○	—	—	—	—		

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）					介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者						
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び養護老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。）	うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む)	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く)	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）※1を除く	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）（認知症病棟の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した場合(外泊中)	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定した場合(外泊中)
	後期高齢者退院時栄養・食事管理指導料	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	後期高齢者診療料	○	—	—	—	○ (配置医師が行う場合を除く。)	×	—	—	—	—	—	—	—	—
	後期高齢者外来継続指導料	○	—	—	—	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—
	後期高齢者終末期相談支援料	○	—	—	—	○ (末期の悪性腫瘍の患者で施設の医師と共同で行った場合に限る。)	×	○	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	○	—	—	—	○ (「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に定められているものを除く。)	×	○	○	×	—	—	×	×	×
特掲	往診料	○	—	—	—	○ (配置医師が行う場合を除く。)	○	×	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問診療料 (居住系施設入居者等以外)	○	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問診療料 (居住系施設入居者等)	—	○	○	○	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただし、看取り介護加算を算定している場合の在宅ターミナルケア加算は算定できない。)	×	—	—	—	—	—	—	—	—
	在宅時医学総合管理料	○	○ (養護老人ホーム及び軽費老人ホームA型の場合を除く。)	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定施設入居時等医学総合管理料	—	○ (養護老人ホーム及び軽費老人ホームA型の場合に限る。)	—	○	—	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×
	在宅末期医療総合診療料	○	○	○	×	○	×	×	—	—	—	—	—	—	—
在宅患者訪問看護・指導料	○ (※2)	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）						介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者						
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、有料老人ホーム及び養護老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム	認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。）	うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	（短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む）	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床 （短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く）	介護療養型医療施設（認知症病床の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	介護療養型医療施設（認知症病床の病床に限る。）（認知症病床の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用（444単位）を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用（444単位）を算定した日の場合（外泊中）	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用（444単位）を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用（444単位）を算定した日の場合（外泊中）
在宅医療	居住系施設入居者等訪問看護・指導料	—	○ （※2）	○ （※2）	○ （※2）	○ （※2）	○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただし、看取り介護加算を算定している場合の居住系施設等ターミナルケア加算は算定できない。）	×	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅移行管理加算	○ （末期の悪性腫瘍等の患者又は特別指示書が出された患者であって当該月に介護保険における特別訪問看護加算を算定していない場合に限る。）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の在宅患者訪問看護・指導料又は居住系施設入居者等訪問看護・指導料に係る加算	○ （末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問薬剤管理指導料（居住系施設入居者等以外）	×	—	—	—	—	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問薬剤管理指導料（居住系施設入居者等）	—	×	×	×	×	○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	×	×	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（居住系施設入居者等以外）	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（居住系施設入居者等）	—	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問栄養食事指導料（居住系施設入居者等以外）	×	—	—	—	—	—	×	×	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者訪問栄養食事指導料（居住系施設入居者等）	—	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	—
	在宅患者連携指導料	×						×	×	×	—	—	—	—	—	—
	在宅患者緊急時等カンファレンス料	○						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	×	×	—	—	—	—	—	—
	第2節第1款に掲げる在宅療養指導管理料	○						○ （「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に定められているものを除く。）	×	×	—	—	—	—	—	—
第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算	○						○	○	○	—	—	—	—	—	—	

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）				介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者					
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、有料老人ホーム及び養護老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。） うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む)	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く)	介護療養型医療施設（認知症病床の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	介護療養型医療施設（認知症病床の病床に限る。）（認知症病床の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した日の場合(外泊中)	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定しない日の場合
検査			○		○	○ (大臣の定める項目は算定不可)	○	×	○	×	○		○
画像診断			○		○	○	○	○ (単純撮影を除く。)	○	×	○		○
投薬			○		○	○ ※3	○	○ ※3 (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)	○	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3 (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)
注射			○		○	○ ※4	○	○ ※4 (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)	○	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4 (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)
リハビリテーション			○ (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションを行った日から1ヶ月を経過した日以降は算定不可)		○ (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションを行った日から1ヶ月を経過した日以降は算定不可)	○ (大臣の定める項目は算定不可)	○	○ (視能訓練及び難病患者リハ料に係る部分に限る。)	×	×	×	×	×
通院・在宅精神療法			○		○ (ただし、往診時に行う場合には精神療法が必要な理由を診療録に記載すること。)	×	×	×	○	×	○	×	×
入院集団精神療法 入院生活技能訓練療法			—		—	—	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)	○ (特定診療費を算定する場合を除く。)

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）					介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者					
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び養老老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。）	うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む)	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く)	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）（認知症病棟の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した日の場合(外泊中)	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定しない日の場合
特掲	精神科作業療法		○			○	×	○	×	○	×	○	×	○
	精神科退院指導料		—			—	—	○	×	○	×	○	×	○
	精神科退院前訪問指導料		—			—	—	○	×	○	×	○	×	○
	重度認知症患者デイ・ケア料	○ (介護保険で認知症通所介護、通所リハを行った日以外の日は算定可)		○ (認知症である老人の日常生活自立度判定基準がランクMのものに限る。)	○	○	×	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外		○			○ (「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」に定められているものを除く。)	×	○	○	○	○	○	○	○
処置		○			○	○	○ (大臣の定める項目は算定不可)	○	○ (大臣が定めるものを除く。)	○	○	×	○	
手術		○			○	○	○ (大臣の定める項目は算定不可)	○	○	○	○	×	○	
麻酔		○			○	○	○ (大臣の定める項目は算定不可)	○	○	○	○	×	○	
放射線治療		○			○	○	○	○	○	○	×	○	○	
病理診断		○			○	○	○	○	×	○	×	○	○	
訪問歯科衛生指導料			×			○	○	○	○	○	○	○	○	
在宅患者訪問薬剤管理指導料（居住系以外）	×	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×	×	×	
在宅患者訪問薬剤管理指導料（居住系）	—	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	×	×	×	×	×	×	×	

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）					介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）	入院中の患者								
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、賃貸老人ホーム及び養護老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム	認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。） うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む)	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）（認知症病棟の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した日の場合(外泊中)	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定した日の場合(外泊中)	
歯科	在宅患者連携指導料		×			×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅患者緊急時等カンファレンス料			○		○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	×	—	—	—	—	—	—	—	—	
	退院時共同指導料		—	—	—	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
	歯科疾患管理料 後期高齢者在宅療養 口腔機能管理料 歯科特定疾患療養管理料 診療情報提供料(1)(注2)			○			○ (居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上記以外			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
調剤	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系以外)	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設)	—	×	×	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料			○		○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	在宅患者緊急時等共同指導料			○		○ (ただし、居宅療養管理指導を算定した日に行った場合を除く。)	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	退院時共同指導料		—	—	—	×	×	—	○	×	×	×	×	×	×	
	後期高齢者終末期相談支援料			○		○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	・薬剤服用歴管理指導料 ・薬剤情報提供料 ・長期投薬情報提供料 ・後発医薬品情報提供料 ・外来薬支援料 ・調剤情報提供料 ・服薬情報提供料 ・後期高齢者薬剤服用歴管理指導料			○			○ (居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合を除く。ただし、薬剤服用歴管理指導料及び後期高齢者薬剤服用歴管理指導料については、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合には算定可)	○	—	—	—	—	—	—	—	
上記以外			○		○	○	—	—	—	—	—	—	—	—		

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）						介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者					
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、賃貸老人ホーム及び養護老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム	認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。）	うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	（短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む）	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）（認知症病棟の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用（444単位）を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用（444単位）を算定した日の場合（外泊中）	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用（444単位）を算定しない日の場合
訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ及びⅢ以外）	○ （※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問看護基本療養費（Ⅲ）（居住系施設入居者等）	—	○ （※2）	○ （※2）	○ （※2）	○ （※2）	○ （※2）	○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
難病等複数回数訪問加算			○ （※2）				○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地域訪問看護加算			○ （※2）				○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急訪問看護加算			○ （※2）				○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
長時間訪問看護加算			○ （※2）				○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問看護管理療養費			○ （※2）				○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
24時間対応体制加算 24時間連絡体制加算	○ （※2、ただし当該月に介護保険における緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予防訪問看護加算を算定していない場合に限る。）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
重症者管理加算	○ （※2、ただし当該月に介護保険における特別管理加算を算定していない場合に限る。）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
退院時共同指導加算	○ （末期の悪性腫瘍等の患者又は退院後初回の訪問看護が特別訪問看護指示書の場合に限る。）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
退院支援指導加算							—	—	—	—	—	—	—	—	—
在宅患者連携指導加算	×						×	—	—	—	—	—	—	—	—
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	○ （※2）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
後期高齢者終末期相談支援療養費	○ （末期の悪性腫瘍等の患者又は終末期における療養について文書等にまとめた際に特別訪問看護指示書に係る頻回の訪問看護が必要な期間内である場合に限る。）						○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。）	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問看護情報提供療養費	×						×	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	入院中以外の患者（次の施設に入居又は入所する患者）				介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）		入院中の患者						
	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く）	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、賃貸老人ホーム及び養老老人ホーム（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設を除く。）並びに小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を受ける者が利用する事業所	認知症対応型グループホーム （認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護）	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。） うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設	（短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む）	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	介護療養型医療施設以外の病床 （短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く）	介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）（認知症病棟の病床における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。）	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した日の場合（外泊中）	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定した日の場合（外泊中）
訪問看護ターミナルケア療養費	○ (※2)				○ （末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただし、看取り介護加算を算定している場合の訪問看護ターミナルケア療養費は算定できない。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

介護老人保健施設の療養室、老人性認知症疾患療養病棟の病床、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四百四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第八十九条に規定する基準適合診療所に係る病床

- ※2 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。
抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る）
- ※3 疼痛コントロールのための医療用麻薬
抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
- ※4 エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜還流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る）
ダルベオエチン（人工腎臓又は腹膜還流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る）
疼痛コントロールのための医療用麻薬
インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）
抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体

施設基準等に係る届出書添付書類

	今回の届出に係る病棟	病棟数	病床数	入院患者数	
				届出時	1日平均入院患者数
総病床数					
一般病棟入院基本料					
療養病棟入院基本料					
認知症病棟入院料					

※ 1日平均入院患者数の算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日

※届出対象となる病室を枠で囲む等により明確にして、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。

※届出対象となる病室について、該当する入院基本料の「今回の届出に係る病棟」の欄にチェックを行い、届出対象の病床数を括弧内に記入すること。なお、届出対象となる病室が複合病棟にある場合には、一般病棟入院基本料の該当欄に記入すること。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（勤務形態）

	看護配置 加算	看護補助 加算	看護師		准看護師		看護補助者	
			病棟勤務	病棟以外 との兼任	病棟勤務	病棟以外 との兼任	病棟勤務	病棟以外 との兼任
病棟従事者総数								
一般病棟入院基本料								
療養病棟入院基本料								
認知症病棟入院料								

勤 務 体 制						
3交代制	日勤	(: ~ :)	準夜勤	(: ~ :)	深夜勤	(: ~ :)
2交代制	日勤	(: ~ :)	夜勤	(: ~ :)		
その他	日勤			(: ~ :)		(: ~ :)
その他	日勤			(: ~ :)		(: ~ :)

[記載上の注意]

- 1 看護師、准看護師及び看護補助者の数は届出時の看護師、准看護師及び看護補助者の数を記載すること。なお、保健師及び助産師の数については、看護師の欄に含めて記載すること。
- 2 病棟勤務欄には病棟看護師長を含めた人数を記載すること。
- 3 「病棟以外との兼任」欄には、治療棟、外来等と兼任の者の数を記載すること。
- 4 外来、手術室・中央材料室等の勤務者数は「病棟勤務」欄に記入し、病棟との兼務は「病棟以外との兼任」欄に人数を記入すること。
- 5 当該保険医療機関の所定の全就業時間を通して勤務する常勤以外の者及び病棟以外の兼任者にあつては、病棟勤務の時間を比例計算し、看護師、准看護師及び看護補助者の数の所定欄に算入し、記載すること。

有床診療所の施設基準に係る届出書添付書類

病床数及び入院患者数	区分	病床数	入院患者数		備考		
			届出時	1日平均入院患者数			
総数		床	名	名	1日平均入院患者数算出期間 年 月 日 ～ 年 月 日		
内訳	一般病床 (専用病床)	(床)	(名)	(名)			
	療養病床 (専用病床)	(床)	(名)	(名)			
対象病床		床	名	名			
看護要員数	看護師・准看護師		看護補助者				
	入院患者に対する勤務		入院患者以外との兼務	入院患者に対する勤務		入院患者以外との兼務	
	総数	名	名	名		名	
	内訳	一般病床 (専用病床)	名 (名)	名 (名)			
		療養病床 (専用病床)	名 (名)	名 (名)		名 (名)	名 (名)
	対象病床		名	名		名	名
上記以外の勤務			名		名		
勤務形態 (該当するものに○印) (時間帯を記入)		時間帯区分					
		当直制 ・ 交代制 ・ その他 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)					

[記載上の注意]

- 1 一般病床の区分欄には1又は2を記入する。
- 2 療養病床の区分欄には「入院」又は「特別」を記入する。
- 3 専用病床とは、診療所後期高齢者医療管理料を算定する病床とする。なお、診療所後期高齢者医療管理料の届出については別途行うこと。
- 4 届出対象となる病床については、対象病床の欄に記入すること。
- 5 届出対象となる病室を枠で囲む等により明確にして、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。
- 6 療養病床、その他の病床、専用病床及び外来との兼務を行う場合の看護要員の人数については、時間割比例計算により算入する。

有床診療所の施設基準に係る届出書添付書類
(看護要員の名簿)

	職 種	氏 名	勤 務 形 態	勤 務 時 間
療 養 病 床				
そ の 他 の 病 床				

[記入上の注意]

- 1 「職種」欄には、看護師、准看護師、看護補助者の別を記載すること。
- 2 「勤務形態」欄には、常勤、パートタイム等及び外来との兼務等の勤務形態を記載すること。
- 3 「勤務時間」欄には、パートタイム等のものについては、1日当たりの平均勤務時間を記載すること。

様式 5

療養病棟療養環境加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療法許可病床数	床	<table border="0"> <tr> <td>うち一般病棟</td> <td>床</td> <td>療養病棟</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>結核病棟</td> <td>床</td> <td>精神病棟</td> <td>床</td> </tr> </table>	うち一般病棟	床	療養病棟	床	結核病棟	床	精神病棟	床
うち一般病棟	床	療養病棟	床							
結核病棟	床	精神病棟	床							
1日平均入院患者数	名	<table border="0"> <tr> <td>うち一般病棟</td> <td>名</td> <td>療養病棟</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>結核病棟</td> <td>名</td> <td>精神病棟</td> <td>名</td> </tr> </table>	うち一般病棟	名	療養病棟	名	結核病棟	名	精神病棟	名
うち一般病棟	名	療養病棟	名							
結核病棟	名	精神病棟	名							
1日平均入院患者数 算出期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
療養病棟の概要										
機能訓練室の概要										
医師の数	(1) 現員数 _____ 名 (うち常勤医師数 _____ 名) (2) 医療法における標準の医師の数 _____ 名									
看護師及び 准看護師の数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数 _____ 名									
看護補助者の数	(1) 現員数 _____ 名 (2) 医療法における標準の看護補助者の数 _____ 名									

〔記入上の注意〕

医師数、看護師数・准看護師数及び看護補助者数は届出時の数を記入すること。

様式6

診療所療養病床療養環境加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療法許可病床数	床 $\left(\begin{array}{cc} \text{うち療養病床} & \text{床} \\ \text{その他の病床} & \text{床} \end{array} \right)$
1日平均入院患者数	名 $\left(\begin{array}{cc} \text{うち療養病床} & \text{名} \\ \text{その他の病床} & \text{名} \end{array} \right)$
1日平均入院患者数 算出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
療養病床の概要	
機能訓練室の概要	
医師の数	(1) 現員数 名 (うち常勤医師数 名) (2) 医療法における標準の医師の数 名
看護師及び准看護師 の数	(1) 現員数 名 (2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数 名
看護補助者の数	(1) 現員数 名 (2) 医療法における標準の看護補助者の数 名

〔記入上の注意〕

- 1 その他の病床とは、療養病床以外の病床をいう。
- 2 医師数、看護師数・准看護師数及び看護補助者数は届出時の数を記入すること。

